

# 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用を推奨しております。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下表のとおり診療情報点数を算定いたします。

初診時 (月に一回)	マイナ保険証利用なし	3点
	マイナ保険証利用あり	1点
再診時 (3月に一回)	マイナ保険証利用なし	2点
	マイナ保険証利用あり	1点

- ・マイナ保険証を利用されても情報の取得に同意をされない場合は  
マイナ保険証を利用なしの点数の算定になります
- ・マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。